

2026年6月25日 全13頁

デジタルアイデンティティ・デジタルクレデンシャルをめぐる取組みと実装技術の論点整理 (第2部／全3部)

欧州4カ国と日本のデジタルID基盤・ウォレット構築の比較

イノベーション企画部 シニアITリサーチャー 大橋 哲行

[要約]

- 本レポートシリーズは、デジタルアイデンティティの導入・実装の判断を支えることを目的に、各国の取組みと実装技術の両面から論点を整理する。第2部では、EU加盟各国（フランス、オランダ、スペイン、エストニア）および日本の取組みを比較する。
- EUDIウォレットは「EU全体で1つのウォレットを作る」取組みではなく、EUが共通仕様や実施規則を定め、各加盟国が自国の既存基盤を活かして独自に実装する構造である。各国の既存基盤は国民ID制度や物理IDカードを起点とする共通構成を持つが、越境相互運用や利用者起点の情報制御は限定的であり、EUDIウォレットはこれを補完する共通レイヤーとして構想されている。
- 各加盟国のウォレットはPID（本人識別情報）を土台にクレデンシャルを格納・提示する構造である。初期ユースケースと技術方式には一定の関連性が見られ、フランスはデジタル運転免許証とmdoc、オランダは卒業証明とSD-JWT VCの組み合わせが確認できる。日本はmdocを用いたVC提示をいち早く実用化した一方、欧州が政府主導で公的ウォレットを構築しているのに対し民間プラットフォームを活用しており、クレデンシャルの多様性にも差がある。
- この差は技術水準の優劣ではなく、EUが「越境相互運用インフラ」、日本が「国内デジタル公共インフラ」として発展してきた設計前提の違いに起因する。日本の論点は2つに整理できる。1つは相互運用性であり、国際的な技術標準やエコシステムとの接続を見据えた検討が求められる。もう1つは利用者起点の情報制御であり、VCとして提示できるクレデンシャルの対象拡大が課題となる。いずれも官民連携が鍵となる。
- 各国の取組みを概観するなかで、mdoc、SD-JWT VC、DID/VCといった技術方式の多様性も浮かび上がった。続く第3部では、各方式の要件・仕組み・適用領域を体系的に整理・比較する。

はじめに

本レポートシリーズは、デジタルアイデンティティの導入や実装を検討する際の判断を支えることを目的に、各国の取組みと実装技術の両面から論点を整理するものである。第1部では、デジタルアイデンティティおよびデジタルクレデンシャルの基本概念を整理した上で、欧州が進める EUDI ウォレットを例に、制度化の背景や実装プロセス、ユースケースを概観した¹。

第2部（本レポート）では、EU加盟各国および日本における具体的な取組みを取り上げる。EU が定める共通仕様のもとで、各加盟国がどのような既存基盤を活かして、どのようなウォレットを構築しようとしているかを整理し、日本の取組みとの比較を通じて、日本にとっての論点の考察も行う。第3部では、DID/VC、mdoc といった VC（検証可能なクレデンシャル）の実装方式を技術面から整理・比較し、「取組み」と「実装技術」を接続した体系的な論点整理を目指す。

図表 1 本レポートシリーズの構成

第1部	<ul style="list-style-type: none">デジタルアイデンティティ、デジタルクレデンシャルの基本概念欧州におけるEUDIウォレットの取組み
第2部	<ul style="list-style-type: none">欧州各国の取組み日本における取組みと各国取組みの特徴整理
第3部	<ul style="list-style-type: none">デジタルアイデンティティを実現する技術標準の概要技術標準の整理・比較

(出所) 大和総研作成

1. EU 加盟各国の取組み：デジタル ID 基盤から EUDI ウォレットへ

レポートの第1部では、EUが進める EUDI ウォレットの取組みについて概観し、共通仕様 (Toolbox) と大規模検証プロジェクト (LSPs) を往還させながら、域内の相互運用性と実装の現実性を検証・改善していく枠組みを確認した。

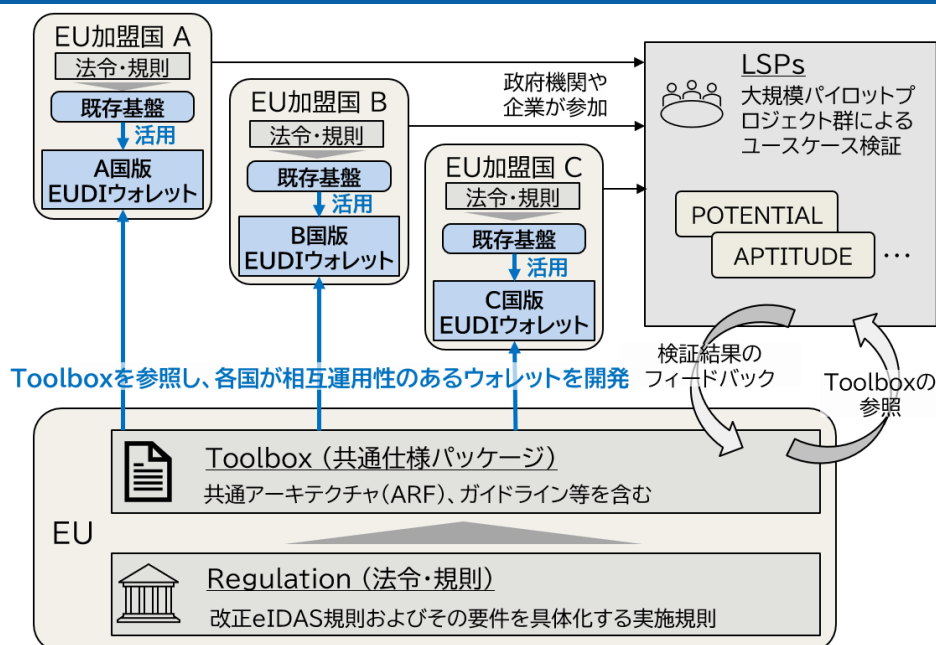
ここで補足しておきたいのは、EUDI ウォレットは「EU全体で1つのウォレットを作る」取組みではないという点である。各加盟国に求められているのは、自国の市民に対し少なくとも1つの EUDI ウォレットを提供することである²。つまり、フランスにはフランスの、オランダにはオランダのウォレットが、それぞれ存在する。

¹ 第1部については、大橋哲行「[デジタルアイデンティティ・デジタルクレデンシャルをめぐる取組みと実装技術の論点整理 \(第1部\)](#)」(大和総研レポート、2026年5月14日)を参照

² European Commission “[European Digital Identity \(EUDI\) Regulation | Shaping Europe’s digital future](#)” (2025/10/29 更新)

では、EU としての取組みと各国の取組みはどのような関係にあるのか。図表 2 にその構造を示した。EU は、改正 eIDAS 規則とその実施規則により域内共通のルールを定め、Toolbox（共通仕様パッケージ）を通じてウォレットが満たすべき技術仕様や相互運用要件を示している³。すなわち、EU が共通の枠組みを定め、各加盟国がそれぞれの法令・規則のもとで実装するという多層的なガバナンス構造を採っている。各加盟国は、この枠組みに準拠しつつ、自国の既存基盤——国民 ID カード、認証関連基盤、スマートフォン向けサービスなど——を活かして、独自にウォレットを実装・提供する。相互運用性は、各国が異なるウォレットを提供しながらも、EU 共通の枠組みに準拠することで確保される設計である。

図表 2 EUDI ウォレットにおける EU と加盟国の関係



(出所) 欧州委員会の公式ウェブサイト（脚注 2, 3）等、各種資料より大和総研作成

本章では、フランス、オランダ、スペイン、エストニアを例に、各国の中核的なデジタル ID や認証の基盤、EUDI ウォレットへの対応と先行ユースケース、技術方式の特徴を概観する。

ここで、技術方式について補足しておく。VC の実装には、DID、VCDM、mdoc、SD-JWT VC など、VC に関連する複数の技術仕様・方式が存在しており、図表 3 にこれらの概要を整理した。各方式の詳細は第 3 部で解説するため、本章では立ち入らない。複数の方式が存在し、各国が異なる重点の置き方をしているという構図を押さえていただければ十分である。

³ European Commission “[EU Digital Identity Wallet Toolbox process | Shaping Europe’s digital future](#)” (2025/7/23 更新)

図表 3 VC 実装に関する技術仕様・方式の概要

技術標準	概要
DID	World Wide Web Consortium(W3C) が標準化した、インターネット上で人・組織・端末などを識別するためのID。Decentralized Identifier(分散型識別子)の略。特定の企業や国のシステムだけに依存せず、本人確認やVCのやり取りに使うことを想定している。
VCDM	W3Cが標準化した、VCの基本的な書き方を定めるデータモデル。Verifiable Credentials Data Model(VCデータモデル)の略。「誰が」「誰に」「何を証明したか」を、コンピュータが確認できる形で表すためのルール。 ※ DIDとまとめて「DID/VC」と表記されることも多い
mdoc	ISO/IECが標準化した、スマートフォン上で取り扱う身分証や証明書等の形式。mobile document(モバイル文書/モバイル身分証)の略。もともとはモバイル運転免許証向けの標準として作られたが、EUDIウォレットなどでは、VC相当の証明フォーマットとして利用される。
SD-JWT VC	Internet Engineering Task Force(IETF) で仕様が進む、VCの形式。Selective Disclosure JSON Web Token Verifiable Credential(選択的開示 ^(※) 対応JSONウェブトークン型VC)の略。

(※) 選択的開示とは、証明書に含まれる情報のうち、必要な項目だけを相手に見せる仕組みを指す。たとえば、生年月日全体を見せずに「18歳以上である」ことだけを証明するような使い方。選択的開示はSD-JWT VCだけの考え方ではなく、VCDMやmdocを含むVC・ウォレットの重要な機能として扱われる(出所) 各種資料より大和総研作成

(1) フランス

フランスでは、国家主導のデジタル ID アプリ「France Identité」の展開が進んでいる。France Identité は、新型国民 ID カード (CNIe) を起点とした本人確認機能を中核に据え、将来のフランス版 EUDI ウォレットと位置づけられている⁴。図表 4 にフランスのデジタル ID 基盤の構成を示した。

提供済みの主な機能としては、国の認証基盤「FranceConnect」との接続による 1,400 以上の行政オンラインサービスへのアクセス⁵に加え、道路検問時にスマートフォンを警察の確認端末に読み取らせて免許情報を提示するデジタル運転免許証⁶、1 回限り有効な「使い捨て本人確認証明書」の発行などがある。なお、使い捨て本人確認証明書は電子署名付き PDF の形式であり、VC とは異なる形式で提供されているが、身分証の単純なデジタル化から一歩進んだ仕組みと位置づけられる。

EUDI ウォレットとしての拡張に向けては、mdoc を中心に、SD-JWT VC も含めた検証環境 (Playground) が整備されている⁷。上述のデジタル運転免許証についても、EU 域内で相互運用可能な mdoc 形式での提示に向けた検証が進められており、国内向けの実用サービスを EUDI ウォレットの枠組みへ発展させる段階にある。

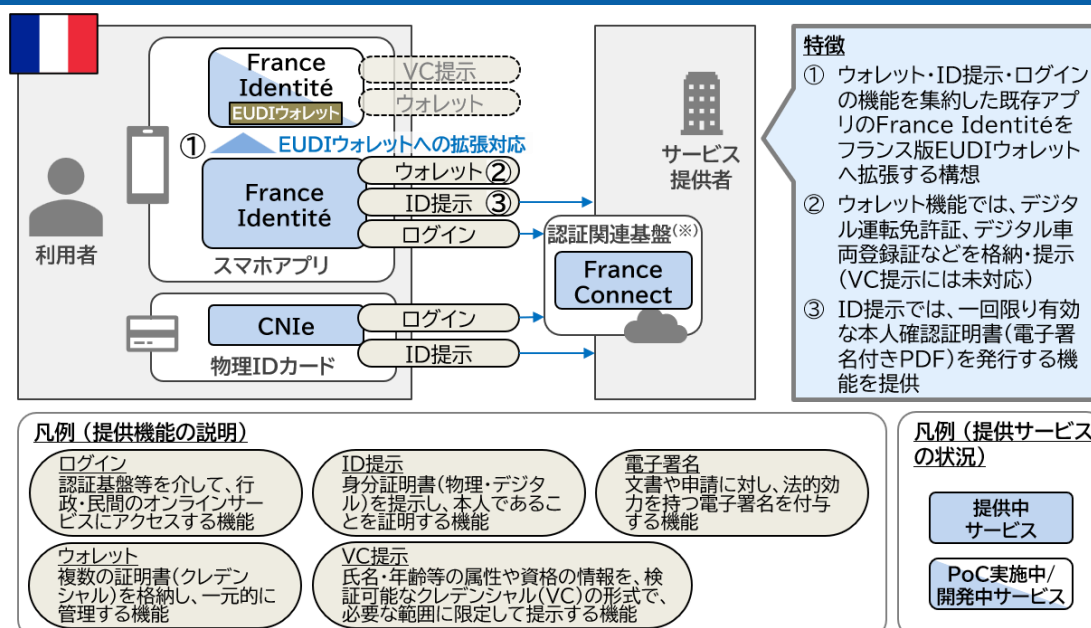
⁴ France Titres (ANTS) “[France Identité : | France Identité](#)” (最終閲覧日 2026/6/12)

⁵ DINUM “[Accueil - FranceConnect](#)” (2026/5/20 更新)

⁶ France Titres (ANTS) “[Retrouvez les cas d’usages principaux de France Identité depuis cette page | France Identité](#)” (最終閲覧日 2026/6/12)

⁷ France Titres (ANTS) “[What to find? - EUDIW Unfold - Playground](#)” (最終閲覧日 2026/6/12)

図表 4 フランスのデジタル ID 基盤 サービス構成図



(※) 行政サービス等へのアクセスに必要な認証・識別等を支える基盤。各国で機能差はあるが、比較の便宜上、同一カテゴリとして整理

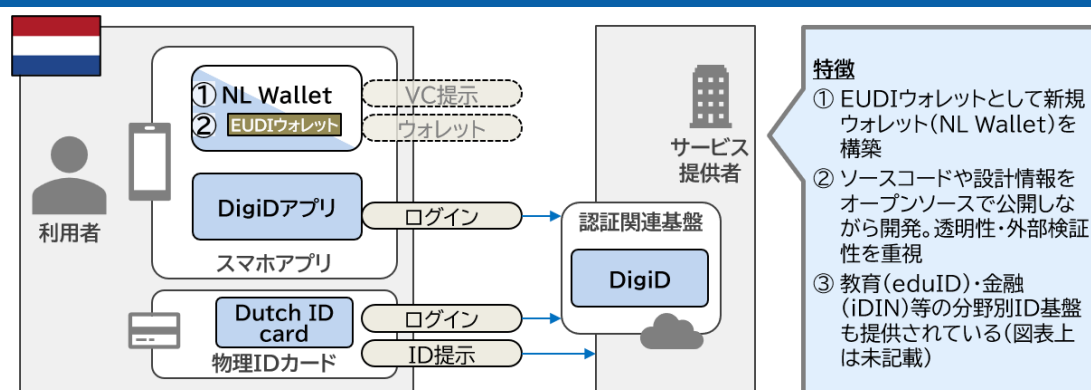
(出所) フランス証明書庁 (France Titres) の資料等 (脚注 4~7)、各種資料より大和総研作成

フランスは、大規模パイロット (LSPs) においても POTENTIAL や APTITUDE で主導的な役割を担い、EU 内での相互運用実装に積極的に取り組んでいる。

(2) オランダ

オランダでは、行政・医療・年金・教育等のオンラインログインに用いられる認証基盤「DigiD」が、デジタル政府サービスを支える基礎的インフラとして広く利用されている⁸。

図表 5 オランダのデジタル ID 基盤 サービス構成図



(出所) オランダ内務・王国関係省 (MinBZK) 資料等 (脚注 8, 9)、各種資料より大和総研作成

⁸ Logius [“What is DigiD? | DigiD”](#) (最終閲覧日 2026/6/12)

EUDI ウォレットへの対応では、この DigiID とは異なるサービスとして、政府主導で「NL Wallet」の開発を進めている⁹。NL Wallet は本人識別情報のほか、各種証明書をスマートフォン上で管理し、行政・民間サービスに対して必要最小限の情報のみを提示することを目的としている。また、ソースコードや設計情報を公開しながら開発されており、透明性を重視した点も特徴である。技術面では、公開情報から SD-JWT VC を主要な VC フォーマットの 1 つとして扱っていることがうかがえる。

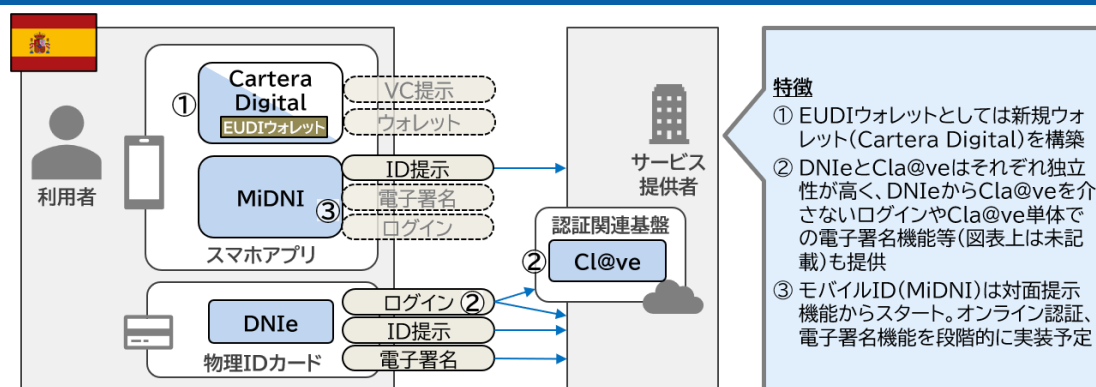
このほか、オランダでは教育・研究分野の eduID や、銀行業界が提供する iDIN など、分野・業界ごとのデジタル ID 基盤が整備されてきた。こうした蓄積は、属性の選択的開示やウォレット型 ID に関する知見として、NL Wallet の設計にも活かされていると考えられる。

(3) スペイン

スペインでは、行政手続きへのアクセスを統一・簡素化する基盤「Cl@ve」が広く利用されており、国民 ID カード (DNIe) と組み合わせてデジタル行政サービスを支えている。

EUDI ウォレットへの対応では、スペイン版の公的ウォレット「Cartera Digital」の整備が進められている。先行ユースケースとして「成人確認」が進められており、ベータ版 (Cartera Digital Beta) では、氏名や生年月日を開示せず「成人である」事実のみを証明する仕組みが実装されている¹⁰。このようなユースケースに対しては、EUDI ウォレットのガイドラインにおいて mdoc の活用が示されており、本実装もこれに沿った形と見られる。なお、提示のたびに異なる識別子を用いることで追跡を防ぐ設計も採られており、こうした仕組みの一部に DID の活用が見られる¹¹。

図表 6 スペインのデジタル ID 基盤 サービス構成図



(出所) スペイン・デジタル変革・公務省 (MTDFP) の資料等 (脚注 10~12)、各種資料より大和総研作成

⁹ MinBZK “[EUDI Wallet | developer.overheid.nl](https://developer.overheid.nl/)” (最終閲覧日 2026/6/12)

¹⁰ MTDFP “[Digital Beta Wallet, the application that includes the age verification system in access to adult content, will be available at the end of the summer](#)”, 2024/7/1

¹¹ MTDFP “[Age verification system for access to online content](#)”, 2024/6/30

このほか、スマートフォンで DNI を対面提示できる「MiDNI」も提供されている。現時点では対面での ID 提示に特化しているが、2026 年中にオンライン認証・電子署名を段階的に追加する計画が示されており、ウォレット整備と並行して対応が進んでいる¹²。

(4) エストニア

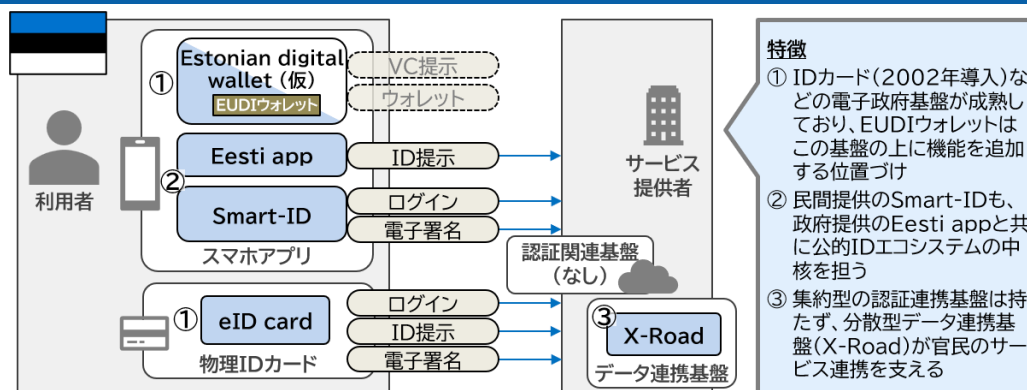
エストニアでは、2002 年に国民 ID カード(eID カード)を導入し、電子本人確認・電子署名の基盤として早期から普及させることで、行政・医療・税務・選挙等の多くのサービスをオンライン化してきた。この eID カードを起点に、スマートフォン上で認証・署名を行える民間提供の Smart-ID や、ID 提示機能を担う政府提供の Eesti app など、多様なアクセス手段も整備されている。さらに、行政機関や民間企業のデータを一か所に集約せず必要な時に安全にやり取りする分散型データ連携基盤「X-Road」も整備されており、成熟した eID エコシステムとあわせて、他国に類を見ない強力なデジタル ID 基盤が構築されている¹³。

EUDI ウォレットへの対応では、こうした既存基盤の上に EU 域内で相互利用できるウォレット機能を追加する方向で開発が進められている。ユースケースとしては、本人識別情報の提示やモバイル運転免許証が想定されており、SD-JWT VC、mdoc の適用が検討されている¹⁴。

なお、X-Road のもとでは官民間のデータがセキュアに連携されており、国内手続きにおいて利用者が自ら証明書を持ち運ぶ必要性は相対的に低い。そのため、エストニアにとっての EUDI ウォレットは、成熟した国内基盤を代替するものではなく、EU 域内での本人確認や属性証明の提示・受入れを共通化するための証明レイヤーとして意義が大きいと考えられる。

このほか、非居住者にデジタル ID を付与する e-Residency など、デジタル ID を前提とした特徴的なサービスも展開されている。

図表 7 エストニアのデジタル ID 基盤 サービス構成図



(出所) エストニア情報システム庁 (RIA) の資料等 (脚注 13, 14)、各種資料より大和総研作成

¹² Ministerio del Interior “[El Gobierno aprueba la expedición del DNI digital](#)”, 2025/4/1

¹³ EIS “[eEstonia_Guide](#)”, 2025/4/8

¹⁴ RIA “[Digital-identity-wallet-collection-of-analyses.pdf](#)”, 2026/4/8

(5) 各国デジタル ID 基盤の共通点と課題

ここまで、4カ国のデジタル ID 基盤を個別に見てきた。各国の既存基盤を横断的に整理すると、機能の範囲や成熟度には差がありながらも、全体の構成には共通点が浮かび上がる。

いずれの国でも、国民 ID 制度や物理的な ID カードが本人確認の信頼の起点として存在し、オンライン認証やスマートフォンを用いたデジタル ID サービスを整備することで、利用者の利便性を高めている。また、フランスの FranceConnect、オランダの DigiD、スペインの Cl@ve といった行政サービス向けのオンライン認証関連の基盤に加え、エストニアでは認証基盤とは別に官民データ連携基盤である X-Road が整備されるなど、形態こそ異なるが、行政サービスのデジタル化を支える環境が各国で構築されている。

一方、こうした共通構造のもとで、次のような課題も見られる。各国の既存基盤は主として国内のサービス利用を前提として発展してきたため、国境を越えて利用者が自身の属性や資格の情報を持ち運ぶ仕組みは整っていない。また、必要な情報だけを選択的に提示するような利用者起点の情報制御も、現時点では限定的である。

EUDI ウォレットは、こうした既存基盤を補完する形で設計されており、EU 域内で相互利用可能なクレデンシャルの格納・提示機能と、利用者が自身の情報提示を管理できる仕組みを提供する共通レイヤーとして構想されている。

(6) EUDI ウォレットの構造と各国のアプローチ

では、各国は既存のデジタル ID 基盤の上に、どのように EUDI ウォレットを構築しようとしているのか。ここでは、各国の既存基盤とウォレットの関係の違いを整理、EUDI ウォレットの基本構造（PID と EAA）を押さえた上で、各国のユースケースと技術方式の関係についても概観する。

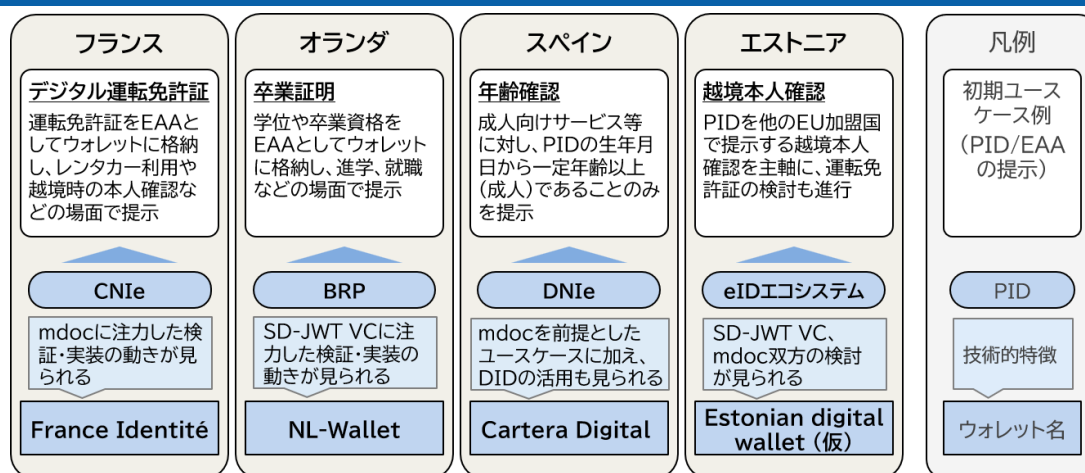
各国のウォレット構築の進め方は既存基盤の特徴を反映している。図表 4~7 で示した各国の基盤構成を見比べると、フランスは既存アプリを基盤に発展させる形で進められており、オランダやスペインでは新たなウォレットの整備が進む。エストニアにおいても同様に新たなウォレット機能の整備が進められているが、既存の成熟した eID エコシステムを補完するものと位置づけられている。

いずれのアプローチにおいても、ウォレットの土台となるのが PID（Person Identification Data：本人識別情報）である。PID は氏名・生年月日・国籍など利用者本人を識別する最も基本的なデータセットであり、各国の公的 ID 基盤から発行される。フランスは CNiE、オランダは Dutch ID カードにひもづく住民登録（BRP）、スペインは DNiE、エストニアは eID エコシステムと、既存の公的 ID を信頼の起点に据える構造が共通している。この点は、次章で取り上げる日本——マイナンバーカードを起点としたスマートフォン向けサービス——とも通じる。EUDI ウォレットは、この PID を核として、その上に運転免許証や卒業証明、渡航資格といっ

た多様なクレデンシャルを格納し、必要に応じて提示する仕組みである。こうした PID 以外のクレデンシャルは、EAA（Electronic Attestation of Attributes：電子属性証明）と総称される¹⁵。

図表 8 には、これらの構造を前提に、各国の先行ユースケースと技術方式の特徴を併せて整理した。先行ユースケースは、PID を土台としたウォレットの上で EAA の提示や PID の選択的開示を行う具体的な場面である。

図表 8 各国の EUDI ウォレットに関する取組みの整理



(出所) 各種資料より大和総研作成

各国が先行して取り組むユースケースに応じて、重視される技術方式も異なっている。フランスはデジタル運転免許証の EU 域内相互運用を先行ユースケースとし、mdoc の検証に注力している。オランダは卒業証明等の提示を想定し、SD-JWT VC を中心に検討が進められている。スペインでは、追跡防止の仕組みの一部に DID を活用するなど、特定のプライバシー要件に対応した技術の適用も見られる。こうした違いは、技術方式ごとに特徴や得意領域が異なることを反映している。なお、EUDI ウォレットの共通仕様は複数の技術方式への対応を求めており、各国の違いは現時点でどの方式を先行して検証しているかという重点の差として捉えられる。

ここまで見てきた各国の取組みを振り返ると、既存の公的 ID 基盤を信頼の起点とし、その上にウォレットを構築して利用者による情報の自己管理と国境を越えた相互運用を実現する、という共通の構造が浮かび上がる。これは、レポートの第 1 部で整理した EUDI ウォレットの要点——①信頼基盤、②利用者起点の情報制御、③相互運用性（図表 9）——そのものである。

¹⁵ EAA には QEAA（適格電子属性証明）、公的機関等が発行する Pub-EAA 等の種類があるが、本レポートでは詳細な説明は割愛する

図表 9 EUDI ウォレットの要点

① 公的・制度的信頼基盤(セキュリティ・認証を含む)

加盟国が提供する公的なデジタルアイデンティティ基盤を土台に、法制度、監督・認証の枠組みの下で、発行・提示・検証を信頼できる形で成立させる

② 利用者起点の情報制御(選択的開示)

利用者は、自分の情報から必要な情報だけを選んで提示できる「選択的開示」などにより、本人が共有する情報を自らコントロールできる

③ EU域内での相互運用性と利用可能性(共通仕様に基づく)

共通仕様に基づき、国境を越えて公的・民間サービスで一貫して利用できることを前提とする

(注) 大橋 (2026) (脚注 1) の図表 5 を再掲
(出所) 各種資料より大和総研作成

アプローチやユースケース、技術方式の多様性は、この共通構造を各国がそれぞれの文脈で具体化した結果と捉えることができる。

次章では、日本の取組みをこの同じ視点で整理し、欧州と比較していく。

2. 日本における取組みと欧州との比較

前章では、EU 加盟 4 カ国がそれぞれの既存基盤を活かしながら EUDI ウォレットの構築を進めている状況を概観した。本章では、日本における取組みを同様の視点で整理し、欧州と比較する。

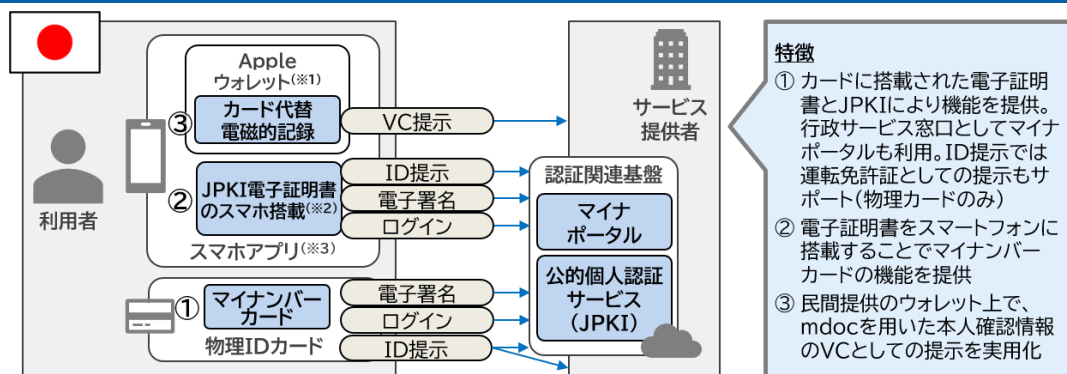
(1) 日本のデジタル ID 基盤

日本では、個人向けの公的デジタル ID の中核として、マイナンバーカードが位置づけられる。マイナンバーカードは、カードの IC チップに搭載された電子証明書を用いる公的個人認証サービス (JPKI) によって、デジタルな本人確認・認証 (オンラインサービスへのログインやカード読み取り端末を用いた対面での本人確認を含む) および電子署名の機能を提供している。

また、マイナンバーカードには、保険資格の確認に用いる「マイナ保険証」と、運転免許情報をカードに記録して利用する「マイナ免許証」の機能が追加されており¹⁶、活用範囲が段階的に広がっている。

¹⁶ デジタル庁「[マイナンバーカードの運転免許証利用](#)」(2025/11/4 更新)

図表 10 日本のデジタル ID 基盤 サービス構成図



（※1）Android 版は 2026 年秋ごろに対応予定

（※2）2026 年夏ごろ「マイナアプリ」としてマイナンバーカードを利用した機能とスマホ搭載機能の UI を一元化予定

（※3）スマホアプリ部分は「iPhone のマイナンバーカード」「Android スマホ用電子証明書搭載」「マイナポータルアプリ」等、様々なサービス/アプリとして提供されているが、分かりやすさを重視し、詳細を割愛した

（出所）デジタル庁の公式ウェブサイト（脚注 16、脚注 17）等、各種資料より大和総研作成

マイナンバーカードの機能/情報をスマートフォンに搭載する取組みも進められている。第一に、JPKI 電子証明書のスマートフォン搭載により、物理カードを用いることなく、デジタルな本人確認・認証（ログイン、ID 提示）や電子署名が利用可能となっている。第二に、「カード代替電磁的記録」が整備されている¹⁷。これは、氏名や住所等のマイナンバーカード記録情報を mdoc 形式の VC としてウォレットに格納・提示する仕組みである。公的な仕組みにおける VC 提示の実用化という点では、欧州各国が検証・開発段階にあるなか、先行した取組みとも捉えられる。今後は、運転免許や国家資格等の情報についても格納・提示が可能となる方向で検討が進められている¹⁸。

(2) 欧州との比較に見る日本の現在地

前節で見た通り、日本ではスマートフォンに搭載されるカード代替電磁的記録により、本人確認情報の VC 提示が実用化されつつある。

ただし、日本のアプローチは、政府がウォレットそのものを共通基盤として整備するのではなく、Apple ウォレット等の民間提供ウォレットを活用し、そこにマイナンバーカード由来の属性情報を VC として格納・提示できるようにする形を採っている。一方、EUDI ウォレットは、各加盟国が公的ウォレットを提供し、本人識別情報（PID）に加え多様なクレデンシャルを EAA として共通仕様のもとで格納・提示することを目指す、制度的な枠組みである。

もっとも、日本においてもウォレットの整備に向けた議論は進められている。デジタル庁は「DIW（Digital Identity Wallet）アドバイザリーボード」や「属性証明の課題整理に関する有識

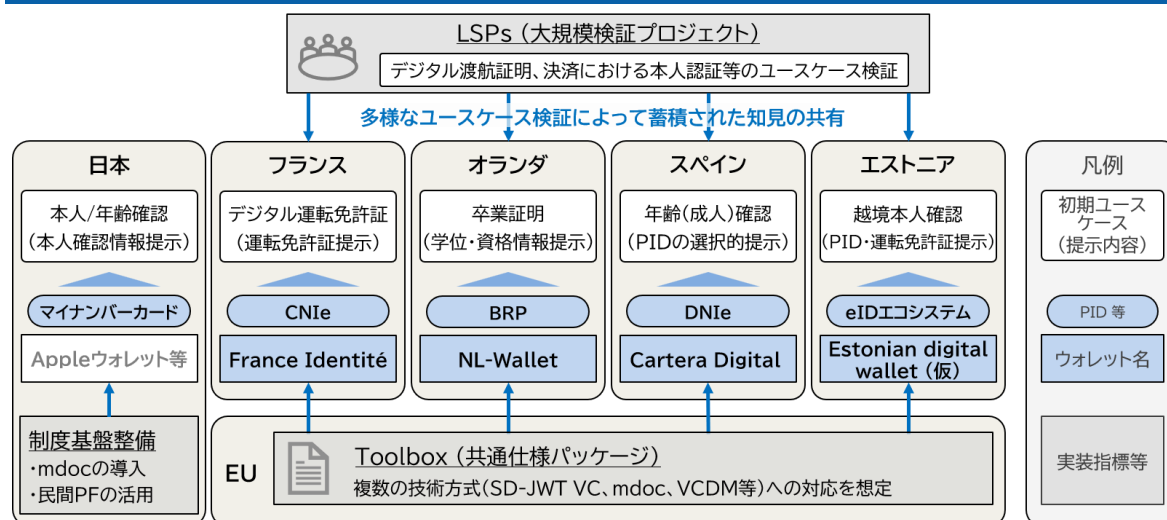
¹⁷ デジタル庁「[カード代替電磁的記録（属性証明機能）](#)」（2026/3/18 更新）

¹⁸ デジタル庁「[令和 7 年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議 報告書](#)」（2026/4/9）

者会議」を設置し、論点整理を進めている¹⁹。これまでに公表されている情報¹⁸¹⁸からは、民間のウォレットプロバイダーが適切に機能するための制度・技術要件等を整備する方向性が示されており、政府自らのウォレット構築には言及されていない。

図表 11 に、こうした日本の取組みを欧州 4 カ国と横並びで比較した。公的 ID (EUDI ウォレットでは PID) をウォレットの信頼の起点に据え、クレデンシャルを格納・提示するという基本構造は共通しているが、ウォレットの位置づけやクレデンシャルの対応範囲には明確な違いがある。欧州各国がそれぞれ異なるユースケースに取り組みながらクレデンシャルの幅を広げつつあるのに対し、日本において VC として提示可能な公的クレデンシャルはマイナンバーカード由来の本人確認情報に限られている。加えて、図表 11 に示す通り、EU では各国の取組みとは別に LSPs を通じてデジタル渡航証明や決済における本人認証といった多様なユースケースの検証も進められており、そこで蓄積された知見が各国のクレデンシャルの多様化をさらに後押ししている。

図表 11 各国のデジタル ID・ウォレットに関する取組み比較



(出所) 各種資料より大和総研作成

こうした違いが日本にとって何を意味するか、次節で考察する。

(3) 考察：日本にとっての論点

前節までの比較を通じて、日本と欧州の間にはウォレットの位置づけやクレデンシャルの対応範囲に明確な違いがあることを確認した。この差は技術水準の優劣ではなく、EU は複数国家の単一市場を支える「越境相互運用インフラ」として、日本は国内の行政・民間手続きを高度化する「国内デジタル公共インフラ」として、それぞれのデジタルアイデンティティを発展させてきた設計前提の違いに起因すると考えられる。

¹⁹ デジタル庁「[トラスト \(デジタル・アイデンティティ等\)](#)」(2025/10/22 更新)

ただし、レポートの第 1 部でも触れたデジタルアイデンティティをめぐる国際的な基本方針は、こうした設計前提の違いを超えて共通の方向性を示している。OECD の勧告²⁰や G20 の一般原則²¹では、利用者中心の設計とともに相互運用性の促進や国際協力の必要性が掲げられている。本レポートでの比較からも、この 2 点が日本にとっての論点として浮かび上がる。

1 つは、相互運用性に関わる論点である。欧州各国は共通仕様のもとで、ユースケースに応じて異なる技術方式に重点を置きつつも、複数方式への対応を進めている。日本は国際標準に基づく mdoc の導入により越境相互運用の足がかりを持つが、単一の方式のみでは相互運用の幅が制約される可能性がある。また、EU の GDPR がグローバルなプライバシー規制の参照モデルとなったように、EUDI ウォレットの仕様も域外の制度設計に影響を及ぼしうる。日本は政府が単一のウォレットを自ら提供するというより、制度・技術要件等を整備し、民間提供を含む多様なウォレットを活用していく方向性が示唆されているが、その方向性のもとでも、国際的な技術標準やエコシステムとの接続を視野に入れた検討が重要になるだろう。

もう 1 つは、利用者起点の情報制御に関わる論点である。前節で見た通り、欧州ではウォレット上で利用可能なクレデンシャルの幅が広がりつつある。日本においては、VC として提示可能な公的クレデンシャルがマイナンバーカード由来の本人確認情報に限られる現状から、その対象をどう広げていくかが重要な課題となる。民間提供を含む多様なウォレットの活用を前提に、情報の自己管理の幅をどう拡大し、それを支える技術方式やトラストモデルをどう設計するかは、官民の連携のもとで取り組むべき検討事項である。

いずれの論点も、その検討の基盤として、各国の取組みの背景にある技術方式への理解が求められる。本レポートでも繰り返し登場した mdoc、SD-JWT VC、DID/VC といった方式は、それぞれ異なる特徴と適用領域を持つ。第 3 部では、これらを体系的に整理・比較する。

本レポート（第 2 部）では、EU 加盟 4 カ国および日本における取組みを、共通の視点で整理・比較した。各国は既存のデジタル ID 基盤を活かしながらそれぞれ異なるアプローチでウォレットの構築を進めており、初期ユースケースや技術方式の選択にも多様性が確認できた。日本は mdoc を用いた VC 提示の実用化で先行する面がある一方、クレデンシャルの多様化や国際的な相互運用の確保については、官民の連携のもとで今後の取組みが求められる。

続く第 3 部では、こうした技術方式の多様性を掘り下げ、各方式の要件・仕組み・適用領域を整理・比較する。これにより、「取組み」と「実装技術」を接続することで、デジタルアイデンティティの実装に向けた判断を支える論点整理を完成させたい。

以上

²⁰ OECD “[Recommendation of the Council on the Governance of Digital Identity](#)”, 2023/6/8

²¹ デジタル庁 “[G20 MACEIÓ MINISTERIAL DECLARATION ON DIGITAL INCLUSION FOR ALL](#)”

(2024/9/13)、そのうち「デジタルアイデンティティのガバナンスに関する G20 一般原則」に関する記載は、“Annex 2 General Principles on the Governance of Digital Identity”
